



# 熊本県公報

第11752号

平成20年10月31日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 1
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○道路の供用開始	( // ) 2
○道路の供用開始	( // ) 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 3
○指定介護予防サービス事業所の指定	( // ) 3
○指定居宅サービス事業所の指定	( // ) 3
○指定介護予防サービス事業所の指定	( // ) 3
○鳥獣保護区設定の一部改正	(自然保護課) 4
○鳥獣保護区設定の一部改正	( // ) 4
○鳥獣保護区設定の一部改正	( // ) 4
○鳥獣保護区設定の一部改正	( // ) 5
○鳥獣保護区設定の一部改正	( // ) 5
○特例休猟区の指定	( // ) 6
○特例休猟区の指定	( // ) 7
○特例休猟区の指定	( // ) 8
○特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定	( // ) 9
<b>公 告</b>	
○開発行為工事完了公告	(建築課) 9
○開発行為工事完了公告	( // ) 9
○公の施設における指定管理者の募集(熊本県立劇場)	(文化企画課) 9
○農地保有合理化事業規程の変更承認	(農業経営課) 11
○公の施設における指定管理者の募集(水前寺江津湖公園広木地区)	(都市計画課) 11
○公の施設における指定管理者の募集(熊本県テクノ中央緑地)	( // ) 13
○公の施設における指定管理者の募集(水俣広域公園)	( // ) 15
<b>登 載 依 頼</b>	
○衆議院比例代表選出議員選挙における熊本市の開票区	(選挙管理委員会) 16
○補充選挙人名簿登録申請書の様式の廃止	( // ) 16
○公の施設における指定管理者の募集(熊本県立青少年の家)	(社会教育課) 16
<b>正 誤</b>	
○平成20年8月26日熊本県告示第761号(道路の区域変更)中	(道路保全課) 19

## 告 示

### 熊本県告示第952号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。  
平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県人吉市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
人吉市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第953号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月31日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本停車場線	熊本市春日二丁目 765番2地先から 同市二本木一丁目 1番1地先まで	70.0	計交B

2 供用を開始する期日 平成20年10月31日

**熊本県告示第954号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月31日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	大分県玖珠郡九重町大字菅原字駄原 555番1地先から 阿蘇郡小国町大字西里字麻生鶴 2075番2地先まで	495.5	地域連携国道
		阿蘇郡小国町大字西里字麻生鶴 2053番199地先から 同所 2053番198地先まで	130.0	

2 供用を開始する期日 平成20年11月4日

**熊本県告示第955号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月31日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬乙字一里塚 716番85地先から 同村大字神瀬乙字椎久平 716番地先まで	263.2	地域連携特一

2 供用を開始する期日 平成20年10月31日

**熊本県告示第956号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（短期入所生活介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ショートステイなでしこの里 阿蘇郡産山村田尻618番2	社会福祉法人やまなみ会	平成20年10月15日

**熊本県告示第957号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ショートステイなでしこの里 阿蘇郡産山村田尻618番2	社会福祉法人やまなみ会	平成20年10月15日

**熊本県告示第958号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルスレント熊本ステーション 熊本市上京塚町2番16号	熊本交通運輸株式会社	平成20年11月1日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルスレント熊本ステーション 熊本市上京塚町2番16号	熊本交通運輸株式会社	平成20年11月1日

**熊本県告示第959号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルスレント熊本ステーション 熊本市上京塚町2番16号	熊本交通運輸株式会社	平成20年11月1日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルスレント熊本ステーション 熊本市上京塚町2番16号	熊本交通運輸株式会社	平成20年11月1日

**熊本県告示第960号**

昭和43年10月29日熊本県告示第845号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成20年11月1日から適用する。  
平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ2の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第18条の規定に基づき告示する。」を、「鳥獣の保護及び狩猟に  
関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護  
区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

- 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域  
境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及  
び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 山内小学校鳥獣保護区の4を次のように改める。
- 4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- 長陽鳥獣保護区の2から4までを次のように改める。
- 2 区域 阿蘇郡南阿蘇村、阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位  
置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生  
活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 423ヘクタール
- 4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

**熊本県告示第961号**

昭和46年10月27日熊本県告示第920号の2（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成20年11月1日から適用する。  
平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ2の規定により次の  
とおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農  
林省令第8号）第18条の規定に基づき告示する。」を、「鳥獣の保護及び狩猟に関する  
法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区  
の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

- 2 区域 河俣市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区  
域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及  
び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 河俣鳥獣保護区の4を次のように改める。
- 4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

**熊本県告示第962号**

昭和53年10月31日熊本県告示第887号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のよう  
に改め、平成20年11月1日から適用する。  
平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ2第1項の規定によ  
り、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和  
25年農林省令第108号）第18条の規定に基づき告示する。」を、「鳥獣の保護及び  
狩猟に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり  
鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

- 小池野鳥獣保護区の1及び2を次のように改める。
- 1 名称 小池野鳥獣保護区
- 2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区  
域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及  
び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 小池野鳥獣保護区の4を次のように改める。
- 4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- 天草西部鳥獣保護区の2を次のように改める。
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区  
域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及  
び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 天草西部鳥獣保護区の4を次のように改める。
- 4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

熊本県告示第963号

昭和63年10月8日熊本県告示第715号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成20年11月1日から適用する。  
平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条の規定に基づき告示する。」を、「鳥獣の保護及び狩猟に關する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

2 区域 阿蘇郡高森町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 370ヘクタール  
4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

2 区域 冠ヶ岳鳥獣保護区を次のように改める。阿蘇郡西原村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）

4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

2 区域 冠ヶ岳鳥獣保護区を次のように改める。御坂鳥獣保護区を次のように改める。下益城郡美里町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）

4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

2 区域 大津山鳥獣保護区を次のように改める。玉名郡南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）

4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

2 区域 五和鳥獣保護区を次のように改める。天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）

4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

熊本県告示第964号

平成10年10月23日熊本県告示第665号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成20年11月1日から適用する。  
平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条の規定に基づき告示する。」を、「鳥獣の保護及び狩猟に關する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

2 区域 満願寺鳥獣保護区を次のように改める。阿蘇郡小国町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 699ヘクタール  
4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

2 区域 大官山鳥獣保護区を次のように改める。上益城郡山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）

4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

熊本県告示第965号

平成18年10月30日熊本県告示第1092号（休猟区の設定）により告示した休猟区を、鳥獣の保護及び狩猟に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、特定鳥獣（イノシシ又はイノシシ・ニホンジカ）の捕獲をすることができる特例休猟区に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

なお、平成19年10月31日熊本県告示第928号（特例休猟区の指定）は、平成20年10月31日限り、廃止する。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 筒ヶ岳特例休猟区（イノシシを除く。）  
 区域 筒ヶ岳休猟区全域（荒尾市、玉名市、玉名郡南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。））  
 面積 1,467ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで
- 2 長生特例休猟区（イノシシを除く。）  
 区域 長生休猟区全域（山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。））  
 面積 900ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで
- 3 瀬田裏特例休猟区（イノシシを除く。）  
 区域 瀬田裏休猟区全域（菊池郡大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。））  
 面積 1,567ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで
- 4 荻の草特例休猟区（イノシシ・ニホンジカを除く。）  
 区域 荻の草休猟区全域（阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。））  
 面積 922ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで
- 5 馬見原特例休猟区（イノシシ・ニホンジカを除く。）  
 区域 馬見原休猟区全域（上益城郡山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。））  
 面積 1,023ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで
- 6 小金峰特例休猟区（イノシシ・ニホンジカを除く。）  
 区域 小金峰休猟区全域（八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。））  
 面積 1,200ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで
- 7 田野特例休猟区（イノシシ・ニホンジカを除く。）  
 区域 田野休猟区全域（人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。））  
 面積 1,960ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで
- 8 八ヶ峰特例休猟区（イノシシ・ニホンジカを除く。）  
 区域 八ヶ峰休猟区全域（球磨郡あさぎり町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。））  
 面積 1,170ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで
- 9 有明特例休猟区（イノシシを除く。）  
 区域 有明休猟区全域（天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環

境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供  
 する。））  
 面積 2, 589ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで

**熊本県告示第966号**

平成19年10月31日熊本県告示第926号（休猟区及び特例休猟区の指定）により  
 告示した休猟区及び特例休猟区を、鳥獣の保護及び狩猟に関する法律（平成14年法律第  
 88号）第14条第1項の規定により、特定鳥獣（イノシシ又はイノシシ・ニホンジカ）  
 の捕獲をすることができる特例休猟区に指定したので、同条第4項の規定により告示する。  
 平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 木葉山特例休猟区（イノシシを除く。）  
 区域 木葉山休猟区全域（玉名市、玉名郡玉東町、和水町（県が別に定める所定の  
 図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域  
 に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）  
 部に備え置いて縦覧に供する。））  
 面積 1, 580ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで
- 2 平小城特例休猟区（イノシシを除く。）  
 区域 平小城休猟区全域（山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区  
 等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県  
 環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に  
 供する。））  
 面積 1, 190ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで
- 3 鹿南特例休猟区（イノシシを除く。）  
 区域 鹿南休猟区全域（鹿本郡植木町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保  
 護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊  
 本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦  
 覧に供する。））  
 面積 870ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで
- 4 柏特例休猟区（イノシシを除く。）  
 区域 柏休猟区全域（菊池市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位  
 置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境  
 生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供す  
 る。））  
 面積 1, 490ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで
- 5 頭岳特例休猟区（イノシシを除く。）  
 区域 頭岳休猟区全域（天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等  
 位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環  
 境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供  
 する。））  
 面積 2, 925ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで
- 6 矢田原特例休猟区（イノシシ・ニホンジカを除く。）  
 区域 矢田原特例休猟区全域（阿蘇郡南小国町（県が別に定める所定の図面（熊本  
 県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図  
 面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え  
 置いて縦覧に供する。））  
 面積 730ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで
- 7 産山特例休猟区（イノシシ・ニホンジカを除く。）  
 区域 産山特例休猟区全域（阿蘇郡産山村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥  
 獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、  
 熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて  
 縦覧に供する。））  
 面積 977ヘクタール  
 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで
- 8 走水特例休猟区（イノシシ・ニホンジカを除く。）  
 区域 走水特例休猟区全域（八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護  
 区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本  
 県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧  
 に供する。））  
 面積 1, 820ヘクタール

- 9 田川特例休猟区 (イノシシ・ニホンジカを除く。)
  - 区域 田川特例休猟区全域 (葦北郡芦北町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林 (水産) 部に備え置いて縦覧に供する。))
  - 面積 1, 250ヘクタール
  - 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで
- 10 矢筈特例休猟区 (イノシシ・ニホンジカを除く。)
  - 区域 矢筈特例休猟区全域 (水俣市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林 (水産) 部に備え置いて縦覧に供する。))
  - 面積 1, 720ヘクタール
  - 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで
- 11 湯山特例休猟区 (イノシシ・ニホンジカを除く。)
  - 区域 湯山特例休猟区全域 (球磨郡水上村 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林 (水産) 部に備え置いて縦覧に供する。))
  - 面積 307ヘクタール
  - 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

熊本県告示第967号

鳥獣の保護及び狩猟に関する法律 (平成14年法律第88号) 第14条第1項の規定により、特定鳥獣 (イノシシ又はイノシシ・ニホンジカ) の捕獲をすることができる休猟区 (特例休猟区) を指定したので、同条第4項の規定により告示する。  
平成20年10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 旭志特例休猟区 (イノシシを除く。)
  - 区域 菊池市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林 (水産) 部に備え置いて縦覧に供する。))
  - 面積 1, 480ヘクタール
  - 存続期間 平成20年11月1日から平成23年10月31日まで
- 2 天竺特例休猟区 (イノシシを除く。)
  - 区域 天草市、天草郡苓北町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林 (水産) 部に備え置いて縦覧に供する。))
  - 面積 2, 677ヘクタール
  - 存続期間 平成20年11月1日から平成23年10月31日まで
- 3 上野・中島特例休猟区 (イノシシ・ニホンジカを除く。)
  - 区域 上益城郡御船町、山都町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林 (水産) 部に備え置いて縦覧に供する。))
  - 面積 1, 120ヘクタール
  - 存続期間 平成20年11月1日から平成23年10月31日まで
- 4 栗木特例休猟区 (イノシシ・ニホンジカを除く。)
  - 区域 八代市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林 (水産) 部に備え置いて縦覧に供する。))
  - 面積 960ヘクタール
  - 存続期間 平成20年11月1日から平成23年10月31日まで
- 5 日奈久・二見特例休猟区 (イノシシ・ニホンジカを除く。)
  - 区域 八代市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林 (水産) 部に備え置いて縦覧に供する。))
  - 面積 1, 347ヘクタール
  - 存続期間 平成20年11月1日から平成23年10月31日まで
- 6 高山特例休猟区 (イノシシ・ニホンジカを除く。)
  - 区域 球磨郡あさぎり町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林 (水産) 部に備え置いて縦覧に供する。))
  - 面積 1, 666ヘクタール
  - 存続期間 平成20年11月1日から平成23年10月31日まで

**熊本県告示第968号**

鳥獣の保護及び狩猟に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項の規定により告示する。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 小岱山特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 荒尾市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 380ヘクタール
- 4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- 1 名称 長谷原特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 123ヘクタール
- 4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- 1 名称 一つ目神社特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 15ヘクタール
- 4 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

**公 告**

**熊本県公告第739号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
葦北郡芦北町大字佐敷字浜田443番1、同443番2、同443番3、同443番4、同443番6、同443番7、同443番8、同443番12、同443番13、同443番15及び同443番16  
7, 798.53平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
葦北郡芦北町大字佐敷424  
あしきた農業協同組合

**熊本県公告第740号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字南方658番2の一部  
498.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡菊陽町原水南方645  
丸林 哲也

**熊本県公告第741号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
  - (1) 名称  
熊本県立劇場（以下「県立劇場」という。）
  - (2) 場所

- 熊 本 県 熊 本 市 大 江 二 丁 目 7 番 1 号
- (3) 施設の規模等  
 ア 敷地面積 44,896平方メートル  
 イ 延床面積 23,956平方メートル  
 ウ 主な建物 県立劇場（鉄骨・鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）地下2階地上3階建て）
- (4) 施設の概要  
 県立劇場（コンサートホール、演劇ホール、大会議室、和室、音楽リハーサル室、演劇リハーサル室、練習室（3室）、楽屋（5室）、控室（6室）、レストラム等）、駐車場、情報回廊等
- 2 指定管理者が行う業務  
 (1) 音楽、舞踊、演劇のための施設及び設備の提供を行う業務  
 (2) 県民の文化の振興に必要な業務  
 (3) 県立劇場の使用の許可に関する業務  
 (4) 県立劇場の施設及び設備の使用に係る使用料に関する業務  
 (5) 県立劇場の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務  
 (6) 県立劇場の広報に関する業務  
 (7) 指定管理者が県立劇場の管理上必要と認める業務  
 (8) その他、熊本県立劇場管理運営業務仕様書及び熊本県立劇場文化事業仕様書に定める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 参加資格  
 次の要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。  
 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。  
 (2) 熊本県内に事業所を有する者として、申請の時点で熊本県内に事業所を有しな置者にあつては、指定管理として、その旨の確約書を提出すること。  
 (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき排除措置を受けていないこと。  
 (4) 労働者災害補償保険に加入していること。  
 (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。  
 (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である者でないこと。  
 (7) 賃金不払いに関し、厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合など、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続  
 (1) 提出書類及び提出部数  
 ア 応募者は、申請に当たっては、次の書類を提出すること。  
 例 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式） 1部  
 イ 熊本県立劇場指定管理者事業計画書及び収支予算書 10部  
 ウ 定款、寄附行為、規約又はこの登記簿謄本 1部  
 エ オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の貸借対照表、収支計算書その他法人等の財務状況を明らかにする書類 10部  
 （ただし、事業開始後の年度が3年を経過していないため、オが提出できない者は、過去の決算期における貸借対照表、収支（損益）計算書その他応募者の財務状況を明らかにする書類、過去の決算期がない応募者にあつては、今年度の収支（損益）計算見込書、直近合計残高試算表 10部）  
 カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の事業報告書その他応募者の業務の内容を明らかにする書類 10部  
 （ただし、事業開始後の年度が3年を経過していないため、カが提出できない者は、過去の決算期における事業報告書その他応募者の業務の内容を明らかにする書類、過去の決算期がない応募者にあつては、今年度の事業計画書 10部）  
 キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。） 1部  
 ク 納税証明書  
 (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 1部  
 (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書 1部  
 ケ その他知事が必要と認める書類  
 (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳 1部  
 (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類） 10部  
 (ウ) 団体概要書 10部

- (エ) 指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関する申立書 1部
- (2) 申請書の提出先  
熊本県地域振興部文化企画課（県庁行政棟本館6階）  
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号096-333-2154
- (3) 提出期間  
平成20年11月28日（金）から平成20年12月5日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。  
電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
- 6 指定管理候補者の選定  
平成20年12月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付  
5の(2)に掲げる場所で、平成20年10月31日（金）から12月5日（金）までの間に、交付する。
- 8 現地説明会
  - (1) 開催日時  
平成20年11月11日（火）午後1時30分
  - (2) 開催場所  
県立劇場大会議室
  - (3) その他  
現地説明会への参加に当たっては、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
  - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
    - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
    - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
    - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
    - エ 虚偽の内容が記載されているもの
    - オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
  - (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
  - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
  - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
  - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
  - (3) 委託料は、県立劇場の管理に係る経費とする。
  - (4) 問い合わせ先  
5の(2)に同じ。

**熊本県公告第742号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農地保有合理化法人の名称 財団法人熊本県農業公社
- 2 農地保有合理化事業規程の名称 財団法人熊本県農業公社農地保有合理化事業実施規程
- 3 変更内容
  - (1) 「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準」（平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官依命通知）に準じて、一部を変更する。
  - (2) 各市町村農業委員会で定められた農地移動適正化あっせん基準に基づき、基準面積、目標面積を改正する。

**熊本県公告第743号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
  - (1) 名称  
水前寺江津湖公園広木地区（以下「公園」という。）
  - (2) 所在地  
熊本市広木町921 ほか
  - (3) 施設の規模等  
公園面積 20.7ヘクタール
  - (4) 施設の概要  
ア 園路及び広場・・・園路、夕焼け広場、じゃぶじゃぶ広場、湧水広場等  
イ 修景施設・・・植栽、芝生、池、噴水、水路等  
ウ 休養施設・・・ベンチ、休憩所  
エ 便益施設・・・駐車場、便所2棟、水飲場  
オ 管理施設・・・管理棟1棟、照明設備（外灯49基）、給排水設備等
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 公園の維持及び修繕に関する業務
  - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が公園の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 参加資格  
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 県内に事業所を有すること。
  - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき排除措置を受けていないこと。
  - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
  - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
  - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している者であって、明らかに指定管理者として不適当と認められるものでないこと。
- 5 申請の手続
  - (1) 申請書類  
申請に当たっては、次の書類を提出すること。  
ア 指定管理者指定申請書  
イ 水前寺江津湖公園広木地区指定管理者事業計画書及び収支予算書  
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類  
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本  
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類  
カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他の団体の業務を明らかにする書類  
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）  
ク 納税証明書  
（ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書  
（イ）熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書  
ケ その他知事が必要と認める書類  
（ア）県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳  
（イ）グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
  - (2) 申請書の提出先  
熊本県土木部都市計画課（県庁行政棟本館11階）  
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号096-333-2524
  - (3) 提出期間  
平成20年11月25日（火）から平成20年12月1日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。  
電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
  - (4) 提出部数  
正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定

- 平成20年12月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
    - 5の(2)に掲げる場所で、平成20年10月31日(金)から11月21日(金)までの間に、交付する。
  - 8 説明会
    - (1) 日時  
平成20年11月11日(火)午後2時
    - (2) 場所  
公園「管理棟」内
  - 9 留意事項
    - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
      - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
      - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
      - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
      - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
      - オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められたとき。
    - (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
    - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
  - 10 その他
    - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
    - (2) 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
    - (3) 委託料は、公園の維持管理に係る経費とする。
    - (4) 問い合わせ先  
5の(2)に同じ。

**熊本県公告第744号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。  
平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
  - (1) 名称  
熊本県テクノ中央緑地(以下「緑地」という。)
  - (2) 所在地  
熊本県上益城郡益城町田原上面の平2081-1 ほか  
(熊本テクノリサーチパーク内)
  - (3) 施設の規模等  
公園面積 5.0ヘクタール
  - (4) 施設の概要
    - ア 園路及び広場・・・園路、集いの広場、泉の広場、のびのび広場等
    - イ 修景施設・・・植栽、芝生、噴水、滝等
    - ウ 休養施設・・・ベンチ、休憩所
    - エ 便益施設・・・駐車場、便所1棟、水飲場
    - オ 管理施設・・・照明設備(外灯53基)、機械室1棟、給排水設備等
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 緑地の維持及び修繕に関する業務
  - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が緑地の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 参加資格  
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 県内に事業所を有すること。
  - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
  - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
  - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している者であって、明らかに指定管理者として不適当と認められるものでないこと。
- 5 申請の手続
  - (1) 申請書類
    - 申請に当たっては、次の書類を提出すること。
    - ア 指定管理者指定申請書
    - イ 熊本県テクノ中央緑地指定管理者事業計画書及び収支予算書
    - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
    - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
    - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
    - カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他の団体の業務を明らかにする書類
    - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
    - ク 納税証明書
      - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
      - (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
    - ケ その他知事が必要と認める書類
      - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
      - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
  - (2) 申請書の提出先
    - 熊本県土木部都市計画課（県庁行政棟本館11階）
    - 郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
    - 電話番号096-333-2524
  - (3) 提出期間
    - 平成20年11月25日（火）から平成20年12月1日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
    - 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
    - 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
  - (4) 提出部数
    - 正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定
  - 平成20年12月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
  - 5の(2)に掲げる場所で、平成20年10月31日（金）から11月21日（金）までの間に、交付する。
- 8 説明会
  - (1) 日時
    - 平成20年11月11日（火）午前10時30分
  - (2) 場所
    - 緑地「のびのび広場」内（雨天の場合は、「こもれび並木の東屋」）
- 9 留意事項
  - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
    - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
    - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
    - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
    - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
    - オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
  - (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
  - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
  - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
  - (2) 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
  - (3) 委託料は、緑地の維持管理に係る経費とする。
  - (4) 問い合わせ先
    - 5の(2)に同じ。

熊本県公告第745号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成20年10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称  
水俣広域公園（以下「広域公園」という。）
- (2) 所在地  
水俣市汐見町一丁目231-12 ほか
- (3) 施設の規模等  
公園面積 22.8ヘクタール
- (4) 施設の概要  
ア 園路及び広場・・・園路、花の里、テニスの森、健康の森、スポーツの森等  
イ 修景施設・・・竹林園、植栽、芝生、水路、滝等  
ウ 休養施設・・・ベンチ、休憩所等  
エ 便益施設・・・駐車場、便所7棟、水飲場等  
オ 管理施設・・・管理棟1棟、インフォメーションセンター1棟、機械室1棟、照明設備（外灯215基）、給排水設備等  
カ 教養施設・・・ナーサリー1棟、展示室1棟  
キ 運動施設・・・陸上競技場、テニスコート8面、グラウンドゴルフ場、多目的広場3面等  
ク 遊戯施設・・・ジャングルジム・滑り台等複合遊具、砂場等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第5条第2項の有料公園施設の利用の許可に関する業務
- (2) 広域公園の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が広域公園の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

4 参加資格

次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している者であって、明らかに指定管理者として不適当と認められるものでないこと。

5 申請の手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 水俣広域公園指定管理者事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他の団体の業務を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ク 納税証明書
  - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
  - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
  - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体を明らかにした書類）

(2) 申請書の提出先

熊本県土木部都市計画課（県庁行政棟本館11階）

郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号096-333-2524

- (3) 提出期間  
平成20年11月25日(火)から平成20年12月1日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。  
電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数  
正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定  
平成20年12月中旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付  
5の(2)に掲げる場所で、平成20年10月31日(金)から11月21日(金)までの間に、交付する。
- 8 説明会
  - (1) 日時  
平成20年11月12日(水) 午後2時
  - (2) 場所  
広域公園「インフォメーションセンター」前(雨天の場合は、「ナーサリー」)
- 9 留意事項
  - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。  
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。  
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。  
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。  
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。  
オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
  - (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
  - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
  - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
  - (2) 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
  - (3) 委託料は、広域公園の維持管理に係る経費とする。
  - (4) 問い合わせ先  
5の(2)に同じ。

**登載依頼**

**熊本県選挙管理委員会告示第105号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第18条第2項の規定に基づき、熊本市における衆議院比例代表選出議員選挙の開票区を次のとおり変更する。  
平成20年10月31日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

- 第1開票区 法別表第1の熊本県第1区に属する区域
- 第2開票区 法別表第1の熊本県第2区に属する熊本市の区域
- 第3開票区 法別表第1の熊本県第4区に属する熊本市の区域

**熊本県選挙管理委員会告示第106号**

昭和37年10月26日熊本県選挙管理委員会告示第68号の2(補充選挙人名簿登録申請書の様式)は、廃止する。  
平成20年10月31日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

**熊本県教育委員会公告第17号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。  
平成20年10月31日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛敏

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要  
次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれら  
らの施設を一体として行うものとする。

(1) 施設の名称

- ア 熊本県立天草青年の家
  - イ 熊本県立菊池少年自然の家
  - ウ 熊本県立豊野少年自然の家
  - エ 熊本県立あしきた青少年の家
- なお、以下これらの4施設の総称を「青少年の家」という。

(2) 施設の場所

- ア 上天草市松島町合津5500
- イ 菊池市原4885番地5
- ウ 宇城市豊野町山崎1775
- エ 葦北郡芦北町鶴木山

(3) 施設の規模等

- ア 敷地面積 168,557平方メートル  
主な建物 宿舎(250人収容)
- イ 敷地面積 81,305平方メートル  
主な建物 宿泊棟(208人収容)
- ウ 敷地面積 101,286平方メートル  
主な建物 宿泊室(200人収容)
- エ 敷地面積 125,646.59平方メートル  
主な建物 和室・洋室宿泊棟(300人(最大400人)収容)

(4) 施設の概要

- ア 宿舎、講堂、大研修室、中研修室、第1研修室、第2研修室、視聴覚室、食堂、  
体育館、キャンプ場、屋根付き運動場等
- イ 宿泊棟、研修室、工作室、体育室、食堂、キャンプ場等
- ウ 宿泊棟、研修室、プレイホール、食堂、キャンプ場等
- エ 洋室宿泊棟、和室宿泊棟、大研修室、中研修室、小研修室、創作室、食堂、文化  
ホール、体育館、キャンプ場、艇庫等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 青少年又は青少年育成指導者等の研修のための施設及び設備(以下「施設等」と  
いう。)の提供並びに当該研修に関する指導及び助言
- (3) 県民の生涯学習の諸活動のための施設等の提供及び当該諸活動に関する助言
- (4) 青少年教育に関する調査研究(青少年の健全育成に効果的な集団活動や自然体験  
活動等の教育的プログラムの研究開発及びこれに必要な調査等)
- (5) 利用者の安全を確保するための施設等の維持管理業務(別途定める額を超える修  
繕を除く)。
- (6) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の管理運営上必要と認める業務。

3 指定管理者の指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

4 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。(一般競争入札の参  
加資格)
- (2) 県内に主たる事務所(又は主たる事業所)を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基  
づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、  
手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営  
状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続  
している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこ  
と。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意する  
こと。  
ア グループを構成する法人等の中から代表団体を選出すること。県はその代表団体  
を窓口として事務を行う。  
イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。  
ウ 指定管理者指定申請書及び指定管理者事業計画書以外の提出書類については、参  
加者それぞれについて提出すること。  
エ 一申請者一提案  
申請については、一申請につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグ

- ループの構成員となり又は単独で申請を行うことは認めない。  
また、代表団体は参加資格（１）～（７）のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は（２）を除くすべての要件を満たすことを必要とする。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
- ア 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。  
指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則（平成16年熊本県教育委員会規則第6号）別記様式）
- イ 事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前3カ年の事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前3カ年の事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は主たる事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は主たる事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書。
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) グループで申請する場合はグループ構成員表（別紙様式）及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求、受領団体等を明らかにした書類）
- (ウ) 申立書
- (2) 申請書の提出先  
熊本県教育庁社会教育課（県庁新館7階）  
郵便番号862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号096-333-2697
- (3) 提出期間  
平成20年11月17日（月）から平成20年12月1日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。  
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時30分までに必着とする。  
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数  
正本1部、副本7部（副本は、複写可。なお、製本は行わないこと。）
- (5) 留意事項
- ア 申請書類は、日本工業規格のA4サイズとし、白黒印刷に限るものとする。  
ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認める。
- イ 申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。
- ウ 提出書類は返却しない。
- エ 提出された書類は、必要に応じ複写する。（使用は県庁内及び選定委員会での検討に限る。）
- オ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- 6 指定管理候補者の選定  
平成20年12月若しくは平成21年1月に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請書を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付  
5の（2）に掲げる場所で、平成20年10月31日（金）から平成20年12月1日（月）までの間に、交付する。
- 8 説明会
- (1) 合同説明会
- ア 日時 平成20年11月10日（月）午前9時30分
- イ 場所 県庁行政棟本館9階 903会議室
- (2) 現地説明会  
現地説明会を次により開催する。参加を希望される場合は、団体の名称及び参加者氏名をあらかじめ11月7日（金）までに5の（2）までメール又はFAXにて申し込むこと。
- ア 日時及び場所
- |           |            |               |
|-----------|------------|---------------|
| 11月11日（火） | 午後1時30分から  | 熊本県立天草青年の家    |
| 11月14日（金） | 午前9時30分から  | 熊本県立菊池少年自然の家  |
| 11月13日（木） | 午前10時00分から | 熊本県立豊野少年自然の家  |
| 11月12日（水） | 午前10時00分から | 熊本県立あしきた青少年の家 |
- 9 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 委託料は、青少年の家の維持管理経費にかかる経費とする。
- (4) 問い合わせ先  
5の(2)に同じ。

正 誤
-----

平成20年8月26日熊本県告示第761号（道路の区域変更）中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	30	1,388.8	1,283.5